

○大東市水道ビジョン策定委員会の傍聴に関する内規

令和2年7月1日

(目的)

第1条 この内規は、大東市水道ビジョン策定委員会規程（令和2年水管規程第4号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第45号）第4条第3項の規定により設置する大東市水道ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の申込み等)

第2条 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、委員会の開催日の前日（その日が大東市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）に規定する市の休日に当たるときはその前日）までに、傍聴申込書（様式第1号）を規程第2条第3項に定める委員長（以下「委員長」という。）に提出し、大東市水道ビジョン策定委員会傍聴券（様式第2号。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

(傍聴人の定員等)

第3条 傍聴人（傍聴券の交付を受ける者をいう。以下同じ。）の定員は、若干名とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を変更することができる。

3 傍聴希望者が、定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯している者
- (4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者
- (5) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会を妨げ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、又は公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をし、又は騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等音声を発する機器の電源を切ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨げとなる行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴人がこの内規に定める事項に違反したときは、これを制止し、又は退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第8条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この内規は、令和2年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

傍聴申込書

年 月 日

（あて先）大東市水道ビジョン策定委員会委員長

（申込者）住 所

氏 名

電話番号

年 月 日開催の大東市水道ビジョン策定委員会の傍聴を申し込みます。
また、傍聴に当たっては、大東市水道ビジョン策定委員会の傍聴に関する内規の規定を遵守します。

※提出先	大東市水道ビジョン策定委員会事務局（大東市上下水道局総務課）まで
------	----------------------------------

年	月	日交付
番号		
大東市水道ビジョン策定委員会傍聴券		
大東市水道ビジョン策定委員会委員長		